（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第八条　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等である防衛省の職員に関する読替え）

第三条　第二十七条第一項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額（」とあるのは「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下この号及び次号において「算出率」という。）を乗じて得た額（」と、「を減じた額（」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。

2　第二十七条第一項において準用する第二十二条の規定による勤務をしている職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号から第四号までの規定により給与が減ぜられて支給される場合における第二十七条第一項において読み替えて準用する第二十二条の規定の適用については、同条中「及び第二十七条第二項」とあるのは、「、第二十七条第二項及び附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

3　第二十七条第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額（」とあるのは「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下この号及び次号において「算出率」という。）を乗じて得た額（」と、「を減じた額（」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。

附則別表（附則第四条関係）

俸給表

職務の級又は階級	号俸
一級	一号俸から七十二号俸まで
二級	一号俸から二十四号俸まで

自衛隊教官俸給表

職務の級又は階級	号俸
一等陸佐㈢ 一等海佐㈢ 一等空佐㈢	一号俸から八号俸まで
二等陸佐 二等海佐 二等空佐	一号俸から三十二号俸まで
三等陸佐 三等海佐 三等空佐	一号俸から八十号俸まで

自衛官俸給表

一等陸尉 一等海尉 一等空尉	一号俸から百二十九号俸まで
二等陸尉 二等海尉 二等空尉	一号俸から百三十七号俸まで
三等陸尉 三等海尉 三等空尉	一号俸から百四十五号俸まで
准陸尉 准海尉 准空尉	一号俸から百四十五号俸まで
陸曹長 海曹長 空曹長	一号俸から百四十一号俸まで
一等陸曹 一等海曹 一等空曹	一号俸から百二十九号俸まで
二等陸曹 二等海曹 二等空曹	一号俸から百十三号俸まで
三等陸曹 三等海曹 三等空曹	一号俸から七十三号俸まで
陸士長 海士長 空士長	一号俸から三十三号俸まで
一等陸士 一等海士 一等空士	一号俸から十三号俸まで
二等陸士 二等海士 二等空士	一号俸から九号俸まで

総務大臣　片山　善博
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　直人